

日本古代における八齋戒の受容

蓑 輪 頭 量

はじめに

八齋戒は、八閔齋戒とも八齋閔戒とも称する。それは、在家の信者が出家者の生活を偲び、月の決められた日に護持するものとされている。具体的内容は、不殺生、不偷盜、不淫、不妄語、不飲酒、不聽歌舞、不坐広床戒、及び非時食戒である。すなわち一ヶ月のうち、八日、十四日、十五日、二三日、二九日、三〇日の合計六日間に、沙弥の十戒にほぼ等しい戒を守ることを意味した。これらの日を六齋日と称するが、中でも午後食事をしないことを内容とする非時食戒をとくに齋戒と呼び、これが八齋戒の中心であると位置づけられている。インドの伝統では、決められた一日間、すなわち六齋日のみ守るものとされた。しかし、『成実論』の記述の中には、一定の期間に及ぶ八齋戒の護持が登場する。これが長齋である。一日を限らず長期にわたる護持という意味で、長齋と呼ばれるのであるが、この長齋は、数日から一週間、二週間、

はては数ヶ月あるいは一生涯に及ぶものまで、様々なものが見出される。

中国での事例に関する詳細な研究は、すでに里道徳雄氏⁽¹⁾、舟山徹氏⁽²⁾、西本照真氏⁽³⁾等によりなされており、その中でも船岡氏は、長齋が在家と出家の共同作業を可能にさせる戒であつたろうとの見解を提出し注目されるものとなっている。ところで、残念ながら日本における長齋の事例研究は、まだ管見の範囲ではほとんど見出されない。従来、日本には「長齋」の習慣もまた「長齋の衆」も存在しなかつたと考えられてきたのである。ところが、実際には日本においても奈良朝期には長齋が、中世平安末期から鎌倉期にかけては、独自の「長齋の衆」が見出されるのである。「長齋の衆」は叡尊の門侶集団の中に見出されるものであり、大いに着目すべきものであると筆者は考えている。

本拙論は、先の『印仏研』第四十七卷第二号の小論に続き、日本における八齋戒または長齋の事例を、古代を中心に考察

しようとするものである。

一、出家・在家双方の長齋を説く経典

義浄訳『金光明最勝王経』(以降『最勝王経』と略記)の中に長齋の記述が見出されることは周知の如くである。大吉祥天女増長財物品第十七に「応に七日七夜、八支戒を受くべし」との記述が有り、一週間の長齋が主張される。本経は護国三部経の一つとして名高いものであり、日本において頻繁に用いられたものである。また里道徳雄氏が既に指摘するように、『薬師瑠璃光如来本願功德経』(以下『薬師経』)も長齋を主張する経典として注目されるものである。『薬師経』は、隋の達摩笈多訳『仏説薬師如来本願経』、玄奘訳の『薬師瑠璃光如来本願功德経』、義浄訳『薬師瑠璃光七仏本願功德経』上下二巻の三訳が知られるが、ここでは玄奘訳を用いる。即ち、『薬師経』では三箇所にわたり長齋の記述が見える。まず最初の箇所を引用しよう。

復次た曼珠室利よ、若し四衆、苾芻・苾芻尼・鄢波索迦・鄢波斯迦、及び余の淨信の善男子、善女子等有りて、能く八分齋戒を受け、或いは一年を経て、或いは復た三月、学処を受持せば、此の善根を以つて、西方極楽世界無量寿仏国に生ぜんことを願う。

(傍線、筆者、以下同じ)

さらには、その後の文中にも薬師如来を供養したいと思う

日本古代における八齋戒の受容(養輪)

のならば「七日七夜、八分齋戒を受持し」⁶⁾ 清淨の食を食し、線浴すべきことが説かれたり、病気の者を救いたいと思うのならば、「当に其の人の為に、七日七夜、八分齋夜を受持すべし」⁷⁾ 等と説かれるのである。『薬師経』の記述は、在家者に限らず出家の比丘・比丘尼も八齋戒を長期に渡つて護持すべきだと説くところが注目に値する。『薬師経』には、日本の秋篠寺善珠(七三三―七九七)によつて書かれた『本願薬師経鈔』という注釈書が存在する。よつて、『最勝王経』『薬師経』の両経は、古代から日本に馴染みの深いものであり、日本の僧侶たちが長齋を知る典拠としては、非常に相応しいものであつたように想像される。

では、日本における長齋の事例はいつ頃から確認できるのか、その検討に移ろう。

二、八齋戒及び長齋の事例

結論を先取りすることになるが、日本古代における八齋戒の事例と思われるものが『奈良遺文』の中に幾つか見出される。長齋の事例も見出される。筆者は先の『印仏研』の小論で、長齋の事例が古代においては見出しがたいと述べたが、これは誤りであつたので訂正しておきたい。

まず八齋戒に関わると思われる記事から考察を進めよう。

注目されるのは、『奈良遺文』に収録された『正倉院文書』中

の「知識優婆塞等貢進文」や「写経生等暇請并不參解」の記録である。実は、八斎戒を受容していた可能性があると思われるものが幾つか見出されるのである。表形式でその文言を書き出せば次ぎの如くである。

| 資料名 | 内容 | 日時 | 巻数・ページ数 |
|-----------------|--|--------------|--------------|
| ①貢進文 | 物部人足(年十七。持齋七年。) | 天平十四年 | 中巻・五一四頁 上 |
| ②謹解申暇三日 暇事 | 右、以当月二十四日、私可齋食為、仍錄狀、謹解。 [參。] | 天平宝字四年十月二十二日 | 中巻・五七六頁 下 |
| ③小治田弟成解 申請暇事 | 合三箇日。「以上二十三日夕參。」 右、以今月二十三日、齋食可為、依此請暇。以解。 | 不明)正月二十日 | 中巻・五七八頁 下 |
| ④韓国千村解 | 合二(三)箇日。 二十五日夕參。」 右、縁祖母服闋齋食、請暇如件。注 事狀、慎解。 | 天平宝字五年正月二十一日 | 中巻・五七八頁 下 |

| | | | |
|-------------------|--|--------------|--------------|
| ⑤韓国毛人解 | 合五箇日。「二十四日夕參。」右、縁祖母服闋齋食、所請如件。謹解。 | 天平宝字五年正月十九日 | 中巻・五七九頁 上 |
| ⑥謹解申請暇事 | 合二箇日。「二十日夜參向」右、為私祖母欲齋會、故暇請、謹解。 | 天平宝字五年二月二十一日 | 中巻・五八〇頁 上 |
| ⑦三島縣主百兄 謹解暇請日事 | 合五日。右、以去去年二月二十七日、百兄男死亡。欲為齋食、請 | 天平宝字五年二月二十三日 | 中巻・五八〇頁 上 |
| ⑧謹啓請暇日事 | 合三箇日。右、以今月十六日縁庇齋食、所請如件。 | 神護景雲四年七月十四日 | 中巻・五八二頁 下 |
| ⑨音太郎野上解 申請暇事 | 合七日。右、以去正月二十七日、野上之伯音太郎子虫死去。為此之七日齋食、暇請如件。仍注具狀。以解。 | 宝龜二年二月二日 | 中巻・五八九頁 下 |

| | | | |
|------------------|---------------------------------------|----------------------|---|
| ⑩丸部大人解申 請暇事 | 合十四箇日。右、以今月十日寅時、己男死去。為齋食請暇、如件。仍注状。以解。 | 宝龜二年二月十中卷・五九〇頁 | 上 |
| ⑪安宿広成解申 請帙了暇事 | 合十箇日。右、為私齋食、請暇日如件。以申。 | 宝龜二年二月十中卷・五九〇頁 四日 | 下 |
| ⑫土師守山解申 暇日事 | 合四日。右、以当月一四日、為齋食、仍請暇日如件。以解。 | 宝龜二年三月十中卷・五九二頁 | 上 |

(傍線、筆者付す)

①から⑫までのすべての場合が八齋戒を守っていたと推測することは困難であろうが、これらの事例は、ほぼすべてが写経など仏事に関わる在家の人々の記録であるので、まず①の「持齋八年」の記述は、明らかに齋戒を守っていたことを意味すると考えられる。但し六齋日に齋戒を護持したのか、或いは長齋として護持したのかは判然としない。

その他の事例は、「齋食」に関するものである。

次にこの「齋食」が何を意味するのか確認しよう。まず「齋」も「食」も食事の意であり、八齋戒の中心は「齋」であった。即ち齋は食事の意味で用いられ、特に食を供する意

味で用いられることが多い。「設齋」という言葉が正史に頻繁に登場することは良く知られている。また齋会も食事を供することを伴った法会として理解される。たとえば、『奈良遺文』正倉院御物の円形花籠の底裏墨書に「中宮齋会花宮天平勝宝七歳七月十九日」と書かれたものが報告されている。これらは、僧侶に食事を供することを伴った法会と考えるのが適当と思われる。直接には八齋戒とは関係しないと考えられる。よって、ここでは、このような在俗の信者(天皇を含めて)が僧侶集団すなわち現前の僧伽に食事を供したと推定される「齋会」の記事は、除外して考察をしてよいであろう。仏教的には、「齋」の意味は、正午を過ぎて食事をしないこと、すなわち非時食が具体的内容である。たとえば、このような意味で「齋食」が用いられている例が正史に見える。『続日本紀』神護景雲二年(七六八)庚辰の記事には、「高橋の連、波自米女、夫亡の後、誓いて志を改めず。その父尋で亦た死す。廬を墓側に結び、毎日齋食す」との用例が見出される。これは、父の墓の側に庵を作り「齋食」をしたということであるが、本人が「齋食」をしたことに間違いのないので、その内実は午後には食事をしないものと推測される。また、多少時代は下るが、『日本往生極楽記』の成意の寓話にも、「本より持齋を好まず。朝夕に食す。弟子前みて曰く、山上の明徳は、多くは齋食す。我が師は何ぞ独り此のことを忽

諸するか^⑩と見えるが、この例も、明らかに午後^⑪に食事をしないことを意味している。とすれば、「齋食」の第一の意味は、午前中の食事であり、午後^⑫に食事をしない、即ち非時食戒を護持していたことを意味するのであろう。

さて、表に掲げた「齋食」の例の幾つかは、人の死去と関わるものである。とすれば、この「齋食」が追善菩提供養と密接に関わりと見ることは容易に想像できよう。但し、追善菩提供養のための食事とすれば、それが午前^⑬に供されたか午後^⑭に供されたのかは判断がつかないことになる。午前、午後どちらの場合も想定しよう。

以上の事情を考慮すれば、『奈良遺文』に収載された、これらの「齋食」の記事は、追善供養のために午前または午後^⑮に食事を死者の靈に供し供養したと見るべきか、あるいは自ら^⑯が非時食を守ってその功德を廻向することによって追善供養としたと見るべきか、見解が分かれるところであり、その両方の可能性を考えておく必要がある。

ところで、⑦⑧⑩⑪の日付は、明らかに六齋日に関わるものである。また、特に⑩の事例は、「私の齋食の為に」とあり、明らかに自ら^⑰に関する「齋食」であると考えられる。このような事例は、自ら^⑱が、何らかの目的のために非時食戒を守るために暇を取ったと解釈して良いであろう。

よって、ここに掲載したほとんどの事例は、「齋食」とし

か記されていないが、「齋」とその他の八つの戒は密接に関わるものであるから、内実として八齋戒を含んでいたと考え^⑲て良いと思う。もつとも「齋食」すべてが八齋戒に関するものであるとは即断することは危険であろうが、幾つかは八齋戒に関する記事として考えて良いのではないかと推測する。また、これらが写経生など在家の仏教信者に関わる記事であるだけに、その蓋然性は高いであろうと考える。とりわけ、②⑩⑫は八齋戒を在家の優婆塞が守っていたことを物語る資料と^⑳考えて良いように思われる。

次に、明らかに八齋戒を継続的に守っていた、即ち長齋を^㉑実行していたと推測される例が存在する。それは藤原武知麻呂（六八〇—七三七）の伝記である『家伝』下の記述である。該当箇所を引用しよう。それは、武智麻呂が、人が入れば疾風雷雲が起こり神に害せられると信じられていた伊福山の頂^㉒に登り、何事もなく無事に帰山した後の記事の中に見える。

従者、皆曰く、此れ公の勢力の致す所なり。後に余閑に就き、滋賀山寺に詣ず。尊容を礼して願を発し、身心を刻みて罪を懺す。受戒長齋して、神剣を造らしめ、使に附して之を進む。帝は大いに悦び、勅めて曰く、（以下、略）。（傍線、筆者）

「受戒長齋」して真剣を造らせたのは藤原武智麻呂である。ここには明らかに「長齋」との用語が見える。ところで、この伝は僧延慶なるものが作成したと伝えられているので、武

智麻呂の生涯の事績の中に、実際の史実とは無関係に、作者が恣意的に「長齋」という用語を使ったとの可能性も否定できないが、伝の記事を素直に読めば、武智麻呂が長齋を實行していたことになる。いづれにしても、当時、長齋の用語が存在し、また何かを奉納するような際に長齋が実施されていたことは、少なくとも認知して良いであろう。

また、『奈良遺文』の「人々啓状」の中にも興味深い記事が幾つか見える。これも表形式で書き出しておく。

表中の②の文章は、明らかに個人的な願の成就のために、「数旬の間、齋食」を為したと考えられる文章である。これも明らかな長齋の例として把握して良いと考える。

以上、『奈良遺文』を中心に探ってみたのであるが、そこには、多くの在家の信者である優婆塞の個人的な長齋の例が見出されるのである。そして、それも、多くは祖先の追善供養のために、或いは所願の成就を祈るために実行されていたと推測されるのである。

このような視点から見れば、集団としての長齋の衆は、明らかに所願の成就を願ったものとは異なる場合となろう。

おわりに

以上、考察した範囲から述べれば、まず八齋戒が在家の衆に限らず、出家の衆も守るべきものとして『薬師経』の中に

日本古代における八齋戒の受容(養輪)

| 資料名 | 内容 | 年次 | 巻数・ページ数 |
|------------------------|--|---------------|---------|
| ①人々啓状 | 口経一卷。料麻紙二十張。布施曝布一端。右、以月二十一日、為儲服闋齋会、当此日、講說件経。望乞、以今明日内、令写欲請。但軸并綺者、求儲里中。頓首。 | 天平十九年四月二十六日 | 巻下・九四七頁 |
| ②主奴左京下生和雄弓誠恐誠惶謹啓願供奉経所事 | 右、雄弓、頃者聊有私願。数旬之間、可為齋食。伏願幸垂殊恩、預書者例、則生活得便。(以下、略) | 天平宝字六年閏十二月九日 | 巻下・九五四頁 |
| ③謹頓首啓請好醫三四升許 | 右、以今日、私所可齋食、望請垂恩余、附入欲所願成就。仍附鴨部。謹頓首啓。 | 天平宝字六年閏十二月十四日 | 巻下・九五四頁 |

述べられていたことの重要性を考える必要がある。また、『奈良遺文』に見られる、日本における「長斎」の受容は、結論として個人的受容に留まっていると考えられる。「齋食」と表現されるものが多かったが、死者への供養や所願の成就を願って、「長斎」を行うものたちが存在したことが知られるのである。

しかし、長斎の受容は二通りのパターンに分類できると考えられる。まず第一は、古代の事例に見出されたように、個人的なレベルでの受容である。第二は、集団的なレベルでの受容である。集団的受容は、奈良時代末期から平安時代の初期にかけて、法相の学僧である善珠の周辺に始まる可能性があるが、「長斎の衆」は、明らかに新たな展開であろう。但し、善珠の周辺にその存在の可能性は指摘できるが、残念ながら具体的にその衆が存在したかどうかは判然としない。長斎を守る人々は、個人的なレベルと集団としてのレベルという二つの視点から考察する必要性がある点を指摘して、平安期の受容を今後の課題としたい。

- 1 里道徳雄「中国八閔齋会初探」『宗教研究』二五〇、一九八
- 二、同氏「中国八閔齋会初探（二）」『宗教研究』二五五、一九八三、同氏「中国八閔齋会初探（三）」『宗教研究』二六七、一九八六年、同氏「高麗仏教に於ける八閔会の構造」『東洋学研

究』一七、一九八三年）同氏「敦煌文献にみられる八閔齋関係文書について」『東洋学研究』一九、一九八三年）同氏「中国南北朝に於ける八閔齋会について」『東洋大学大学院紀要』二二、一九八六年）などを参照。

2 船山徹「六朝時代における菩薩戒の受容過程—劉宋・南齊期を中心に—」『東方学報』六七、一九九五年）。特に第三章「齋と菩薩戒」（五二—一〇六頁）は八斎戒と菩薩戒の関係、及び懺悔との関係を指摘する。

- 3 西本照真「三階教新出資料」の基礎的研究（『南都仏教』七二、一九九五年）「三階教新出資料」について—信行禪師撰『受八戒法』を中心として—（『印仏研』四四—一、一九九五年）。同「三階教の研究」（春秋社、一九九八年）第五章第二節『受八戒法』についても参照。
- 4 大正一六、三三九下。
- 5 大正一四、四〇六中。
- 6 大正一四、四〇六下。
- 7 大正一四、四〇七下。
- 8 『奈良遺文』巻下、九九六頁上。
- 9 『新訂増補国史大系・続日本紀』後編、三五一頁。
- 10 『旧・日仏全』一〇七、八上。
- 11 『奈良遺文』巻下、八八四頁下。

〈キーワード〉 八斎戒、長斎、齋食、薬師経、善珠、設齋

（愛知学院大学助教授・文博）